

未納料金名目のメールに注意!!

県内で、携帯電話に「未納料金がある」などとメールを送り付け、電子マネーカードを購入させて支払いを求める架空請求詐欺の予兆事案が多数確認されています。

★メールの一例

サイト登録料の未払料金があります。
本日午後〇時までには支払がなければ裁判になります。
〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

★心当たりがなくても、確認のため電話をすると・・・

- ・ 本日〇時までにお金を払えば、裁判を取り消すことができます。
- ・ 支払は裁判を回避するための一時的なもので、お金は後日返金します。
- ・ コンビニで電子マネーカードを〇万円分買って、裏面に書かれている番号を教えてください。

言葉巧みに
支払うよう誘導される



上のような言葉は詐欺です

～被害防止のポイント～

メールやはがきで身に覚えのない料金の請求が来ても、記載された電話番号には絶対に連絡せず、すぐに家族や警察に相談してください。